

令和3年度第1回青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和3年5月14日（金） 15:00～15:35

2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第1委員会室

3 対象施設 青森市森林博物館

4 出席者

(1) 選定評価委員	委員長	舘山 公（企画部次長）
	副委員長	佐藤 秀彦（総務部次長）
	委員	松本 大吾（青森大学准教授）
	委員	西村 晴夫（東北税理士会青森支部税理士）
	委員	三浦 裕子（福祉部次長）
	委員	奈良 英文（経済部次長）
	委員	小笠原 聡（浪岡振興部次長）

(2) 施設所管課（文化財課）	課長	葛西 俊一
	主幹	児玉 大成
	主査	工藤 洋樹

(3) 制度所管課（財政課）	主幹	宮崎 恭次
	主査	盛 将秀
	主査	吉田 敏和

5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。

- (1) 指定管理者制度導入の適否：適
- (2) 指定期間：5年
- (3) 利用料金制：一部利用料金制
- (4) 募集形態：公募
- (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）

7 主な質疑応答

委員：学習室の使用が増えているが、指定管理者による企画展等の使用と、市民利用のどちらが増えたのか。

施設所管課：一般のかたの使用が増えている。最近は、明治に建てられたレトロな建物を背景に、いわゆるコスプレイヤーが写真を撮るようになっており、その着替えをする場としての使用が増えている。

委員：支出に対する利用料金の割合はどれくらいか。

施設所管課：現在、財政課と協議しているところ。

委員：会計事務の効率化とは、どのような内容か。

施設所管課：現状は、使用料は市の収入なので、利用者から指定管理者が現金を受け取ったあとに、指定管理者が市に納付する事務が発生する。利用料金制導入後は指定管理者が収受した利用料金をそのまま収入として収受させる制度であるため、手続が利用者と指定管理者の間で完結することとなり、指定管理者が市に納付する事務の簡素化・迅速化が図られる。

委員：新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観覧者数が減っている中で、利用料金制を導入することのデメリットはないのか。

施設所管課：市においては、特にデメリットはないと考えられる。指定管理者においては、利用料金収入の減少は損失となるが、新型コロナウイルス感染症拡大等の不可抗力による場合には、市と指定管理者で協議し、適切に対応する必要が生じる可能性がある。

委員：指定管理者の自主的な経営努力により、利用料金収入が伸びる余地はあるのか。

施設所管課：収入は、伸びる余地があると考えている。使用料（貸室）が伸びてきているので、利用者と連携するなどしてSNS等でPRできればと期待している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で観覧者が減少したが、それまでは平成29年度から一貫して伸びてきた実績もある。